

新制度における保育料の算定について

1. 保育園保育料（2号・3号）について

（1）保育料設定の視点

子ども・子育て新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに市町村が保育料を定める必要がある。現行の階層別の保育料から移行にするにあたり、現行の保育料からの変更があるか、ないか。また、変更する要素があるか検討する。

（2）保育料設定の条件

- 新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされている。
- 国が定める水準を限度額として、市町村が定める。
- 国の定める保育料水準は、所得税ベースで算出されているが、新制度においては住民税ベースでの算出となる。

資料 NO.2

2. 保育園保育料（2号・3号）の算定について

（1）算定にあたっての問題点

国より提出された移行表は、所得税ベースから住民税ベースへ、一定のモデル試算をベースに再計算し設定している。

ところが、これをベースに市の階層にあてはめ保育料を計算したところ、各階層が上下し、保育料の設定が変わることが判明した。

⇒843人のサンプルの中でうち、395人について保育料が高くなった。(階層が上位に移動)うち、247人について保育料が下がった。(階層が下位に移動)

(2) 原因について

原因1

国の算定したモデルケースが

4人家族 父・母(収入はあるが非課税)、子ども2人 となっている。

所得税では配偶者控除及び扶養控除が適用されており、母・子2人の3人分の控除額38万円×3=1,140,000円が控除される。しかし、住民税では配偶者控除はあるが、子ども手当が創設されてから年少扶養控除が廃止されているため、住民税の控除額330,000円×2人=660,000円が適用されない。そのことを加味したうえで、保育料の階層が定められている。したがって、3人以上お子様がいる場合は、ほとんどの人の保育料が高くなり、お子様が1人の場合には保育料が下がる。

資料 NO.3～5

原因2

個々が加入している生命保険等により、控除額が所得税と住民税と異なることも若干の変動要素となっており、国が示している階層が8階層となっているのに対して、国立市は25階層と細分化していることとあいまって、所得税ベースの計算から住民税ベースに計算を変更したときに生じる税額の差額が、細かく設定した階層の際の部分で、上位の階層に上がってしまったことが考えられる。

4. 幼稚園保育料（1号認定）について

（1）保育料設定の視点

子ども・子育て新制度移行に伴い、国の示した水準をベースに、新制度に移行する幼稚園の保育料を市町村が定める必要がある。

私立保育園の保育料は、これまでは各園により設定されている。また、新制度では、所得に応じた階層別の保育料となる。

（2）保育料設定の条件

- 新制度においては、同一市町村で教育標準時間認定を受けて幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となる。
- 新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額 308,000 円、月当たり 25,700 円）と就園奨励費事業の国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担分額」をベースに設定している。
- 各私立幼稚園では、各園の独自教育にかかる費用等を保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなる。

資料 NO.7

（3）市内現行私立幼稚園の保育料

資料 NO.8